

井原市資格取得事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が実施する資格取得を支援することで、人材のスキルアップ及び市内の産業基盤の強化を図ることを目的として、予算の範囲内において井原市資格取得事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者で、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）のうち、大分類に規定する農業、林業、漁業、医療及び福祉を除くものをいう。
- (2) 事業所 中小企業者が自ら行う事業活動の用に供する事務所、営業所、工場、研究所等の施設（倉庫等の無人施設を除く。）をいう。
- (3) 資格 中小企業者が自ら行う事業活動の用に供する資格のうち、各種分野における個人の能力、知識が判定され、特定の職業に従事する上で必要であると市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、役員及び従業員の資格取得事業を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、役員及び従業員に業務上必要となる専門性の高い資格を取得させる事業とする。ただし、他の団体又は他の制度による市からの補助を受けている事業は、対象外とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 受験料（受検手数料）
- (2) 資格試験実施機関が指定するテキストの購入費
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、一年度につき200,000円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、井原市資格取得事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業内容を確認できる書類
- (2) 市税納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、井原市資格取得事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業完了後、速やかに井原市資格取得事業補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 経費明細及び積算内容が確認できる書類（請求明細書の写し等）
- (2) 支払を確認できる書類（領収書の写し等）
- (3) 資格取得を証明する書類（免許証又は修了証等の写し）若しくは結果通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、事業の成果が交付決定内容に適合しているか審査し、適合すると認めるときは、補助金額を確定し、井原市資格取得事業補助金額確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、井原市資格取得事業補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、井原市資格取得事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(見直し)

第15条 市長は、この要綱の施行後3年ごとに、当該事業の有効性について確認し、検証し、及び見直すものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。